

居所が不明な子どもの全国レベルでの情報一元化と自治体への情報提供機関の設置に関する指定都市市長会要請（案）

乳幼児期から学齢期の子どもたちの居所を把握できないことが、児童虐待による死亡事例等痛ましい事件の背景の一つとなっている。とりわけ人口の流出入が激しい大都市においては、早期に居所を把握することが特に喫緊の課題となっている。

厚生労働省では、合理的な理由なく乳幼児健康診査を受けない家庭や、居住実態が把握できない家庭を虐待発生のリスクが高い家庭として位置付け、転出の情報を把握した場合の対応として、転出先市区町村への情報提供と引き継ぎの徹底を求めている。しかし、転出先が不明である場合には、確実に情報提供するための手段がなく、把握した情報を転出先市区町村に引き継ぐことができないのが現状である。

また、文部科学省では、配偶者からの暴力の被害者の子ども等の就学を住民票なしに受け入れ、学齢簿に記載したときは、前住所地の教育委員会に通知することを求めているが、受け入れ先の教育委員会が緊急避難者の安全確保を優先して、通知しない場合もある。

こうした課題を解決するためには、個人情報の保護に十分配慮したうえで、居所が不明な子どもについて自治体間等での情報共有が可能となるよう、「情報集約・提供機関の設置」などの全国規模の仕組みの整備が必要である。

全国規模での情報集約・情報共有を可能とする仕組みが整備されることによって、居所が不明な子どもの減少と、支援が必要な子どもや家庭への対応を継続して行うことが可能となる。また、緊急避難者の情報共有を安全かつ適切に行うことや、学齢簿への二重登録の解消、各市区町村における状況把握のための調査の迅速化なども期待できる。

よって、指定都市市長会は、将来を担う子どもの人権を擁護し、今後、痛ましい事件が二度と発生することのないよう、居所が不明な子どもの全国レベルでの情報一元化と自治体への情報提供機関の設置を早急に行うよう、国に対して要望する。

平成26年7月25日
指定都市市長会